

和歌山県「命のみなとネットワーク」推進協議会 規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「和歌山県「命のみなとネットワーク」推進協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 災害時の陸路分断等を想定して、「みなと」の機能を活用した地域間連携を構築、強化するために、和歌山県下の各地域で、船舶を活用した訓練を実施するとともに、海上輸送による救助・救援や物資輸送等の災害対応支援のネットワークを形成することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は別表1に掲げる委員で構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員所属機関の別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、訓練等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、和歌山県における港湾を活用した地域間の防災支援を推進していくために、次に掲げる事項を実施する。

1) 港湾相互の地域間連携の強化に関すること

2) 関係機関との連絡体制に関すること

3) 訓練の実施に関すること

4) その他必要と認められる事項

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、国土交通省 近畿地方整備局 和歌山港湾事務所に置く。

(規約の改廃)

第7条 この規約は、協議会の議決を経て改廃することができる。

(その他)

第8条 この規約に定めない必要な事項については、協議会の決定による。

附則 この規約は、令和5年2月7日(協議会開催日)から施行する。

別表1

和歌山県「命のみなとネットワーク」推進協議会

役職	組織名	部局・役職
委員	和歌山市	市長
委員	海南市	市長
委員	有田市	市長
委員	湯浅町	町長
委員	広川町	町長
委員	由良町	町長
委員	日高町	町長
委員	美浜町	町長
委員	御坊市	市長
委員	田辺市	市長
委員	白浜町	町長
委員	串本町	町長
委員	那智勝浦町	町長
委員	新宮市	市長
委員	和歌山県	県土整備部港湾空港局長
委員	和歌山県	和歌山下津港湾事務所長
委員	和歌山県	有田振興局建設部長
委員	和歌山県	日高振興局建設部長
委員	和歌山県	西牟婁振興局建設部長
委員	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部長
委員	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部長
委員	近畿運輸局	和歌山運輸支局 次長
委員	日本港湾空港建設協会連合会	和歌山県港湾建設協会 会長
委員	近畿地方整備局	港湾空港部長
委員	近畿地方整備局	和歌山港湾事務所長

別表2

和歌山県「命のみなとネットワーク」推進協議会(幹事会)

役職	組織名	部局・役職
幹事	和歌山市	都市建設局道路河川部河川港湾課長
幹事	海南市	総務部 危機管理課長
幹事	有田市	経営管理部 防災安全課長
幹事	湯浅町	総務課長
幹事	広川町	総務課長
幹事	由良町	総務政策課長
幹事	日高町	総務課長
幹事	美浜町	防災まちづくりみらい課長
幹事	御坊市	市民福祉部 防災対策課長
幹事	田辺市	防災まちづくり課長
幹事	白浜町	地域防災課長
幹事	串本町	総務課長
幹事	那智勝浦町	総務課長
幹事	新宮市	防災対策課長
幹事	和歌山県	県土整備部港湾空港局港湾漁港整備課長
幹事	和歌山県	和歌山下津港湾事務所 次長
幹事	和歌山県	有田振興局建設部 副部長
幹事	和歌山県	日高振興局建設部 副部長
幹事	和歌山県	西牟婁振興局建設部 副部長
幹事	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部 副部長
幹事	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部 副部長
幹事	近畿運輸局	和歌山運輸支局 首席海事技術専門官
幹事	日本港湾空港建設協会連合会	和歌山県港湾建設協会 副会長
幹事	近畿地方整備局	港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課長
幹事	近畿地方整備局	和歌山港湾事務所 副所長